# 「第346回 判例・事例研究会」

### 発信者情報開示請求事件について

日時	令和2年7月22日
場所	湊総合法律事務所 第1会議室
報告者	弁護士 服 部 毅

## 【判例】

事件の表示	事件名 発信者情報開示請求事件 事件番号 平成30年(受)1412号 判 決 最高裁判所第三小法廷(令和2年7月21日) 結 果 棄却
事案の概要	本件は、写真(以下「本件写真」という。)の著作者である被上告人が、ツイッターのウェブサイトにされた投稿により本件写真に係る被上告人の氏名表示権(以下「本件氏名表示権」という。)等を侵害されたとして、ツイッターを運営する上告人に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、上記投稿に係る発信者情報の開示を求める事案である。
判旨	第2 1 所論は、①本件各リツイート者は、本件各リツイートによって、著作権侵害となる著作物の利用をしていないから、著作権法19条1項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」をしていないし、②本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができることから、本件各リツイート者は、本件写真につき「すでに著作者が表示しているところに従って

著作者名を表示」(同条2項)しているといえるのに、本件各リツイートによる本件氏名表示権の侵害を認めた原審の判断には著作権法の解釈適用の誤りがあるというものである。

#### 2(1) 所論(1)について

著作権法19条1項は、文言上その適用を、同法21条から27条までに規定する権利に係る著作物の利用により著作物の公衆への提供又は提示をする場合に限定していない。また、同法19条1項は、著作者と著作物との結び付きに係る人格的利益を保護するものであると解されるが、その趣旨は、上記権利の侵害となる著作物の利用を伴うか否かにかかわらず妥当する。そうすると、同項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」は、上記権利に係る著作物の利用によることを要しないと解するのが相当である。

したがって、本件各リツイート者が、本件各リツイートによって、上記権利の侵害となる著作物の利用をしていなくても、本件各ウェブページを閲覧するユーザーの端末の画面上に著作物である本件各表示画像を表示したことは、著作権法19条1項の「著作物の公衆への・・・提示」に当たるということができる。

#### (2) 所論②について

前記事実関係等によれば、被上告人は、本件写真画像の 隅に著作者名の表示として本件氏名表示部分を付していた が、本件各リツイート者が本件各リツイートによって本件 リンク画像表示データを送信したことにより, 本件各表示 画像はトリミングされた形で表示されることになり本件氏 名表示部分が表示されなくなったものである(なお、この ような画像の表示の仕方は、ツイッターのシステムの仕様 によるものであるが、他方で、本件各リツイート者は、そ れを認識しているか否かにかかわらず、そのようなシステ ムを利用して本件各リツイートを行っており、上記の事態 は、客観的には、その本件各リツイート者の行為によって 現実に生ずるに至ったことが明らかである。)。また、本 件各リツイート者は,本件各リツイートによって本件各表 示画像を表示した本件各ウェブページにおいて, 他に本件 写真の著作者名の表示をしなかったものである。そして、 本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれ ば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができ るとしても、本件各表示画像が表示されているウェブペー ジとは別個のウェブページに本件氏名表示部分があるとい うにとどまり、本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、

本件各表示画像をクリックしない限り、著作者名の表示を目にすることはない。また、同ユーザーが本件各表 示画像を通常クリックするといえるような事情もうかがわれない。そうすると、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるということをもって、本件各リツイート者が著作者名を表示したことになるものではないというべきである。

(3) 以上によれば、本件各リツイート者は、本件各リツイートにより、本件氏名表示権を侵害したものというべきである。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。

#### 第3

1 所論は、本件各リツイート者による本件リンク画像表示データの送信については、当該データの流通それ自体によって被上告人の権利が侵害されるものではないから、プロバイダ責任制限法4条1項1号の「侵害情報の流通によって」権利が侵害されたという要件を満たさず、また、本件各リツイート者は、被上告人の権利を直接侵害する情報である画像データについては、何ら特定電気通信設備の記録媒体への記録を行っていないから、同項の「侵害情報の発信者」の要件に該当しないなどとして、本件各リツイートによる本件氏名表示権の侵害について、上記の二つの要件が同時に充足されることはないのに、これらが充足されるとした原審の判断にはプロバイダ責任制限法の解釈適用の誤りがあるというものである。

2 前記事実関係等によれば、本件各リツイート者は、その主観的な認識いかんにかかわらず、本件各リツイートを行うことによって、前記第1の2(5)のような本件元画像ファイルへのリンク及びその画像表示の仕方の指定に係る本件リンク画像表示データを、特定電気通信設備である本件各ウェブページに係るサーバーの記録媒体に記録してユーザーの端末に送信し、これにより、リンク先である本件画像ファイル保存用URLに係るサーバーから同端末に本件元画像のデータを送信させた上、同端末において上記指定に従って本件各表示画像をトリミングされた形で表示させ、本件氏名表示部分が表示されない状態をもたらし、本件氏名表示権を侵害したものである。そうすると、上記のように行われた本件リンク画像表示データの送信は、本件氏名表示権の侵害を直接的にもたらしているものというべきであって、本件においては、本件リンク画像表示データの流

通によって被上告人の権利が 侵害されたものということができ、本件各リツイート者は、「侵害情報」である本 件 リンク画像表示データを特定電気通信設備の記録媒体に記録した者ということができる。

以上によれば、本件各リツイートによる本件氏名表示権の侵害について、本件各リツイート者は、プロバイダ責任制限法4条1項の「侵害情報の発信者」に該当し、かつ、同項1号の「侵害情報の流通によって」被上告人の権利を侵害したものというべきである。所論の点に関する原審の判断は、是認することができる。

以上